無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項第二号中「業務規程（」の下に「第四項、」を加え、同条に次の二項を加える。

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

監査書雛形中「印」を削り、同雛形中「署名スベシ」を「記載スベシ」に改める。

附属明細書ひな形中「㊞」を削る。

説明書雛形中「印」を削る。

（公認会計士等登録規則の一部改正）

第二条　公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

様式第六号中「印」を削る。

様式第七号中「㊞」を削る。

（銀行法施行規則の一部改正）

第三条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第四号の二第２記載上の注意１⑶③中「（この様式に」を「（この様式に」に改める。

別紙様式第十号及び別紙様式第十五号中「印」を削る。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）中「印」を削る。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式記載上の注意１．⑴中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）中「印」を削る。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意１．⑴中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第七号、別紙様式第八号及び別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「印」を削る。

別紙様式第十号中「印」を削り、同様式記載上の注意１．⑴中「第31条第３項第１号」を「第31条第２項第５号」に改める。

別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号中「印」を削る。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第九号中「）に」を「第四十二条の三第四項において同じ。）に」に改め、同条に次の一項を加える。

２　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定、令第九条第一項及び第二項の規定並びに第十六条及び第十七条の規定は、前項第二号の規定による信託財産状況報告書の交付について準用する。

第三十一条の二十一第四項中「掲げる方法」を「に掲げる方法」に改める。

第四十二条の三第一項第二号中「業務規程（」の下に「第四項、」を加え、同条に次の二項を加える。

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより行うことができる。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

５　前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第六条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三に次の一項を加える。

３　第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

第三十条の十八第一項第二号中「業務規程（」の下に「第四項、」を加え、同条に次の一項を加える。

４　業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

別紙様式第四号の三から別紙様式第四号の六まで中「印」を削る。

別紙様式第十六号中「㊞」を削る。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第１号様式記載上の注意⑴中「なお、第５条第６項に規定する電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項を提供する場合は、公開買付者の印は省略することができる。」を削る。